

## 北区立滝野川紅葉中学校 PTA 弔慰金規約

(総則)

第1条 この規約は北区立滝野川紅葉中学校（以下「当校」という。）PTA 会員等についての弔慰金について定める。

(弔慰金)

第2条 次の各号に定めるものが死亡した場合は、弔慰金 10,000 円を支出する。

- ① 当校会員
- ② 当校生徒
- ③ 当校教職員の配偶者および同居の一親等
- ④ 現役町会・自治会長（滝野川紅葉中学校の通学区域内に存する町会・自治会に限る。）

(雑則)

第3条 この規約に定めるほか特別の場合は、会長・校長の協議により決定する。

2 前条の弔慰金に対する返礼は、一切無用とする。

付 則

この規定は平成23年8月25日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年5月1日から施行する。（教職員の転任職に対する記念品、教職員の結婚・出産に対する祝い金に関する規定を削除。）

付 則

この規約は、令和6年5月1日から施行する。（歴代校長・会長に関する規定を削除し、規約名を「弔慰金規約」に改める。）